

○その他

派遣労働者が派遣就業中に負傷した場合、労働基準監督署への報告は、派遣元と派遣先のどちらですか。

⇒ 派遣労働者が被災した場合は、派遣元と派遣先双方の事業者が、労働者死傷病報告をそれぞれ所轄の監督署へ提出する必要があります。なお、派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したときは、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません。